

会議員との連携を密にしながら、報道機関にも協働を呼びかけて署名活動を全国に展開していききました。

結果、わずかひと月半の間に10万1,055筆もの署名が集まりました。「この異常事態を何とかしよう」、「これ以上、悲しみの連鎖を広げたくない」、「自殺のない生き心地の良い社会をめざそう」。そうした市民ひとりひとりの「小さな思い」が集まって「大きな力」となり、国会内での法制化の動きを強力に後押し。同年6月15日、自殺対策基本法が成立したのです。

このように、「点」を点だけに終わらせずに、それぞれを結いで「線」にまでしていったのは、「人と人とのつながり」でした。自死遺児たちの勇気溢れる呼びかけを、彼らの周りにいた大人たちが（山本孝史さんや私もそうしたひとりでしたが）受け止めて、今度はその大人たちが広く社会に訴えていく中で、報道関係者や医療や法律の専門家の中にも、訴えに共感する人たちが増えていきました。そうやって多くの人が自殺問題に対する危機感を共有し、組織や立場を越えた「つながり」を実感しながら、またそれを最大限活かしながら、それぞれがそれぞれの立場でやるべきことを確実に実行に移していったことが、「点」を「線」へと発展させ、自殺対策基本法の成立を支えたのです。

自殺対策基本法「第一条」には、「この法律は、（中略）国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする」と記されています。つまり、「自殺総合対策とは地域作り・社会作りである」という発想が、この法律の基本精神となっているということです。日本社会を、少しでも「生き心地の良い社会」に変えていきたいというたくさんの「思い」が結実して自殺対策基本法はできているのです。

【自殺対策の法制化を求める3万人署名】参加団体（順不同）

東京自殺防止センター（東京）	ビックフット（佐賀）	生と死を考える会（東京）
自死遺族支援ネットワークRe:（長崎）	蜘蛛の糸（秋田）	心に響く文集・編集局（福井）
心といのちを考える会（秋田）	こころのカフェ きょうと（京都）	れんげの会（福島）
相談室カンナ（京都）	あんだんて（埼玉）	猫次郎研究所（東京）
親の自殺を語る会（大阪）	りんどうの会（岩手）	わかちあいの会「風舎」（兵庫）
NPO 京都光（京都）	浄土真宗本願寺派（東京教区）	大阪自殺防止センター（大阪）
リメンバー福岡（福岡）	円覚山安楽寺（東京）	共生支援センター（福岡）
ほたるの会（沖縄）	ライフリンク（東京）	

（NPO法人 自殺対策支援センター ライフリンク代表 清水 康之）

第2節 自殺対策基本法の概要

自殺対策基本法は、総則として、「目的」、「基本理念」、国等の「責務」、「施策の大綱」

等について、また、基本的施策、自殺総合対策会議等についての条文を設けている。

1 目的

自殺対策基本法の目的は、第1条において「自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進し

て、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等に対する支援の充実を図ること」とされている。これにより、国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することがうたわれている。

この規定は、自殺対策は、単に自殺を防止するだけでなく、自殺者の親族等に対する支援の充実を図ることを含むものであり、その究極の目的は、「国民が健康で生きがいを

持って暮らすことのできる社会の実現」という社会全体の課題であることを明らかにしている。

2 基本理念

自殺対策に関する基本理念については、第2条に、1) 自殺の背景に様々な社会的要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施される必要がある、2) 単に精神保健的観点だけでなく、自殺の実態に即して実施される必要がある、3) 自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応、自殺の事後対応の各段階に応じて実施される必要がある、4) 様々な機関や団体の密接な連携の下で実施される必

要があるという4項目が定められている。

これらの理念の背景にあるのは、『自殺は社会の努力で避けることのできる死』であるという認識である。世界保健機関が「自殺は大きな、しかしその多くが防ぐことができる社会的な問題である。」と明言したように、このような認識は世界共通のものになりつつある。

3 国等の責務

国、地方公共団体、事業主、国民の自殺対策に関する責務について、第3条～第6条で規定している。

国だけでなく、全ての地方公共団体が、自殺対策について、地域の実情に応じた施策を策定し、実施する責務を有するとされたことにより、まさに国を挙げて自殺対策に取り組む法的根拠が整備されたことになる。

また、事業主については、国及び地方公共団体が実施する自殺対策への協力とともに、

雇用する労働者の心の健康の保持を図ること、国民については、自殺対策の重要性に対する関心と理解を深めるよう努めることとされている。

さらに、第7条では、自殺対策の実施に当たって、自殺者や自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穩に配慮することが規定されている。人の死という慎重な取扱いを要する問題であり、当然の規定である。

4 施策の大綱等

第8条では、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱を定めなければならないことを定めている。

また、第9条及び第10条では、自殺対策を

実施する上で必要な法制上又は財政上の措置を講じること及び自殺の概要及び政府が講じた自殺対策の実施の状況に関する報告を毎年国会に提出することという政府の講じるべき措置を定めている。

5 基本的施策

国及び地方公共団体が講ずるべき「基本的施策」として、第12条～第19条において、

調査研究の推進等（第11条）、国民の理解の増進（第12条）、人材の確保等（第13条）、心

の健康の保持に係る体制の整備（第14条）、医療提供体制の整備（第15条）、自殺発生回避のための体制の整備等（第16条）、自殺未

遂者に対する支援（第17条）、自殺者の親族等に対する支援（第18条）、民間団体の活動に対する支援（第19条）を定めている。

6 自殺総合対策会議

第20条及び第21条において、内閣府に設置する自殺総合対策会議の所掌事務、組織について定めている。

社会的な取組として実施される自殺対策

は、各府省の所掌にまたがっていることから、内閣府において全体を統括することとされている。

自殺対策基本法の概要

○本法の目的

自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等に対する支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与すること

○内容の概要

1 自殺対策の基本理念

- ① 自殺が個人的な問題としてのみとらえられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならないこと。
- ② 自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならないこと。
- ③ 自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならないこと。
- ④ 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校、自殺の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係する者の相互の密接な連携の下に実施されなければならないこと。

2 国、地方公共団体、事業主、国民のそれぞれの責務

3 政府による自殺対策大綱の策定と、国会への年次報告

4 国・地方公共団体の基本的施策

- ① 自殺の防止等に関する調査研究の推進並びに情報の収集、整理、分析及び提供の実施並びにそれらに必要な体制の整備
- ② 教育活動、広報活動等を通じた自殺の防止等に関する国民の理解の増進
- ③ 自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上
- ④ 職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る体制の整備
- ⑤ 自殺の防止に関する医療提供体制の整備
- ⑥ 自殺する危険性が高い者を早期に発見し、自殺の発生を回避するための体制の整備
- ⑦ 自殺未遂者に対する支援
- ⑧ 自殺者の親族等に対する支援
- ⑨ 民間団体が行う自殺の防止等に関する活動に対する支援

5 内閣府に、関係閣僚を構成員とする自殺総合対策会議を設置

第3節 自殺総合対策大綱の策定経緯

自殺対策基本法により、政府の推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱を策定することとされ、自殺総合対策会議が、大綱の案を作成することと

された。

自殺総合対策会議は、内閣府に置かれた特別の機関であり、大綱の案の作成の他、自殺対策についての必要な関係行政機関相互の調